

岡山県公報

発行

岡  
山  
県



目次

告】示

## ○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可

○ 土地収用法に基づく事業の認定

卷之三

## ○ 公共測量の実施

11

Q

○ 公共測量の終了

11

○ 令和七年度社会人経験者等対象の岡山県  
【人事委員会】

【人事委員会】

人事委員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

## ◎因公報知第12762号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあつた特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更する」とが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名 称 グンゼ株式会社  
住 所 京都府綾部市青野町膳所1番地  
氏 名 代表取締役社長 佐口 敏康
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 グンゼ株式会社繊維資材事業部津山工場  
所在地 津山市二宮 2200

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設	変更前	変更後	変更前	変更後
工場又は事業場における施設番号	154, 155, 156, 157, 158, 159	152, 153	同左	118, 128, 129, 130, 131, 142, 143	同左
種類	19ト 紡績業又は 繊維製品の製造業若 しくは加工業の用に 供する染色施設	同左	同左	同左	同左
能力	1kg/回	2kg/回	同左	5kg/回	同左
工事着手予定期月日	許可後直ちに	—	許可後直ちに	—	許可後直ちに
工事完成予定期月日	許可後直ちに	—	許可後直ちに	—	許可後直ちに
使用開始予定期月日	許可後直ちに	—	許可後直ちに	—	許可後直ちに
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要	2~8時間連続稼働 し、約1時間停止 18~24時間稼働/日	同左	同左	同左	同左
使用時において当該特定施設から排出さ れる汚水等の汚染状態の通常の値及び最 大の値並びに当該汚水等の通常の量及び 最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	水量(m <sup>3</sup> /日)	1	1	同左	同左
	pH	6.0~7.5	6.0~7.5		
	BOD(mg/L)	150	200		
	COD(mg/L)	120	140		
	SS(mg/L)	40	50		
	油分(mg/L)	5	10		
	T-N(mg/L)	20	25		
	T-P(mg/L)	8.5	10		
	大腸菌数(CFU/mL)	0	0		
銅含有量(mg/L)	<0.01	0.03			
全クロム(mg/L)	<0.01	0.03			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和7年12月16日から令和8年1月6日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

## ◎岡山県告示第五百六十一号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一起業者の名称

倉敷市

### 事業の種類

市道南北線改築工事（岡山県倉敷市船穂町船穂字戎立縄地内から同市船穂町船穂字戎立縄地内まで）

### 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市船穂町船穂字戎立縄地内  
2 使用の部分 岡山県倉敷市船穂町船穂字戎立縄地内

### 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について  
市道南北線改築工事（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる「道路法による道路」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

市道南北線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定により倉敷市長が市道に認定し、同法第十六条の規定により起業者である倉敷市が道路の管理を行っている路線であること、起業者は既に本件事業を開始していることなどから、起業者は、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本路線と交差する県道倉敷笠岡線のうち岡山県倉敷市船穂町船穂地内から同市玉島長尾地内までの延長約三・九kmの区間（以下「現県道」という。）には、岡山県の条例に定める基準を満たさないカーブ及び二車線道路の最小幅員を満たさない狭小な区間が複数存在することなどにより、同市船穂町船穂の既成市街地における自動車、歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障を来している状況にある。そのため、岡山県において、現県道の自動車交通量を減少させることを目的として、現県道のバイパス道路（以下「県道バイパス」という。）の整備事業が計画されたが、県道バイパスが岡山県倉敷市船穂町船穂字中戎地内までの暫定供用となる期間（以下「暫定供用期間」という。）の間は、県道バイパス単体では現県道の通過交通を分担することができないため、本路線のうち同市船穂町船穂字戎立縄地内の県道バイパスとの接続予定部を終点とする延長一九一mの区間（以下「本件区間」という。）を県道バイパスと現県道を結ぶアクセス道路の役割を担う道路としなければ、県道バイパスの事業の公益性を發揮することができない状況にある。

また、暫定供用期間の間、本件区間がアクセス道路として利用されることで、本件区間の自動車交通量が大幅に増加することが見込まれているが、本件区間には、車道幅員が二車線道路の最小幅員を満たさない狭小な区間が含まれているため、交通混雑の発生、それに伴う交通事故の危険度が高まることなどが容易に予測される状況にある。

本件事業の完成により、暫定供用期間の間、現県道の通過交通を本件区間及び県道バイパスが分担することから、岡山県倉敷市船穂町船穂の既成市街地における現県道の自動車交通量の減少に伴う交通事故の発生の軽減が図られるなど、地域住民の安全及び安全かつ円滑な自動車交通の確保に大きく寄与することが認められる。

したがつて、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等により環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、起業者が同法等に準じて任意で実施した環境影響調査の結果によると、振動については、環境保全目標を満足するとされている。大気質及び騒音については、一部で環境保全目標を超える値がみられるものの、粉じん等の発生源への直接散水や防音シートの設置を行うことで環境保全目標を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、当該調査によると、起業地内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリスト一二〇二〇に絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブツボウソウ、アカモズ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、ウズラ、ウラナミジヤノメ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、コオイムシ、マガニ、岡山県版レッドデータブック二〇二〇に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンイタチ、ツミ、準絶滅危惧として掲載されているチヨウゲンボウその他これら分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境省レッドリスト一二〇二〇に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキビヒトリシズカ、キンラン、イヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているシラン、エビネ、アズマツメクサ、岡山県版レッドデータブック二〇二〇に準絶滅危惧として掲載されているアワボスグ、オオバイカイカリソウその他これら分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、起業地の周辺にこれら的重要な種の生息又は生育環境と同等の環境が広く残されることなどから、影響は小さい又は生じないと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、本件事業の施行に伴い遺跡を発見したときは、岡山県教育委員会等と調整を図り、必要に応じて記録、保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた本件事業の施行により得られる利益と(2)で述べた本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(4) 本件事業は、本件区間を道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）に基づく第三種第三級の規格による二車線の道路に改築する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められること、また、本件事業のルートは、起業者が実施可能な三案について社会的、技術的及び経済的な観点から

比較検討が行われた結果、最も合理的な案が採用されていると認められることから、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、県道バイパスの暫定供用期間の間、県道バイパスと現県道を結ぶアクセスマルチの役割を担う道路を整備する事業であり、県道バイパスの事業効果を早期に発現させるためには、早期完成の必要があると認められる。また、県道バイパスの事業を行う岡山県から、本件事業の早期完成についての強い要望があることが認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、全て本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められ、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、これ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
倉敷市船穂支所

〔五四七〕県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和七年十二月十六日

建部地  
（丁の風呂）  
農地防災  
工種  
岡山県知事  
伊原木 隆太  
令和五年九月二三日 完了年月日

令和七年12月16日 岡山県公報 第12762号

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
川地内 勝田郡勝央町下町	公共測量（基準点測量）	令和七年八月四日から同年十二月二十六日まで

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市粒江及び福 田町浦田地内	公共測量（基準点測量等）	令和七年十一月二十六日から令和八年三月十三日まで

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、法務省岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市北区奉還町 及び伊福町地内	公共測量（基準点測量）	令和七年十二月三日から令和八年二月二十日まで

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
真庭市大庭地内	公共測量（基準点測量）	
		令和七年十一月二十七日から令和八年一月二十九日まで

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
都窪郡早島町前潟 地内	公共測量（基準点測量）	令和七年十二月八日から令和八年三月十三日まで

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域 真庭市舞高地内	測量の種類 公共測量（基準点測量及び路線測量）	終了年月日 令和七年十一月二十五日
-----------------	----------------------------	----------------------

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
内 岡山市東区宝伝地	公共測量（三級基準点測量及び 四級基準点測量）	令和七年十一月二十六日

令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

〔五五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和七年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

赤磐市福田地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年十一月二十八日	終了年月日

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

## ◎岡山県人事委員会公示第十三号

令和七年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和七年十二月十六日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名程度	知事部局（本庁、県民局等）等において一般行政事務に従事する。

## 二 受験資格

昭和六十一年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和六十一年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者であつても受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいづれかに該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者の中心神耗弱を原因とするもの以外の者

## 三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

### 1 第一次試験

資格加点	適性検査	論文試験	職務能力試験	種目
語学	分野	資格・免許・検定		内容
英語		実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上	七の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあつた次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

試験の期日	四 試験の期日及び試験会場			1 第一次試験	2 第二次試験	中国語														
	口述試験	種目	内容																	
試験会場	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	内 容	内 容	試験の期日及び試験会場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情 報</th> <th>語 学</th> <th>分 野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和四年十二月十六日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）</td> <td>令和五年十二月十六日から試験の申込みの時点まで</td> <td>経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情 報</th> <th>語 学</th> <th>分 野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</td> <td>日商簿記検定試験一級</td> <td>経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</td> </tr> </tbody> </table>	情 報	語 学	分 野	令和四年十二月十六日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）	令和五年十二月十六日から試験の申込みの時点まで	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	情 報	語 学	分 野	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	日商簿記検定試験一級	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	試験の期日及び試験会場	試験の期日及び試験会場	試験の期日及び試験会場
情 報	語 学	分 野																		
令和四年十二月十六日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）	令和五年十二月十六日から試験の申込みの時点まで	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）																		
情 報	語 学	分 野																		
経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	日商簿記検定試験一級	経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）																		

# 令和7年12月16日 岡山県公報 第12762号

令和八年二月八日（日曜日）

岡山市中区古京町一丁目七番三六号  
岡山県庁分庁舎

## 2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和八年三月十四日（土曜日）及び同月十五日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 5 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和八年二月十七日（火曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和八年四月中旬	合格者の受験番号

## 6 採用及び採用後の給与

### 1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。

- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年六月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

### 2 給与

- (1) 令和七年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## 7 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、令和七年十二月十六日（火曜日）から令和八年一月十五日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができます。

## 8 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出があると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。